

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和6年6月7日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
中野歯科医院	鹿屋市共栄町15-13	中野 俊一			令和6年2月29日	介護予防居宅療養管理指導
アースサポート 薩摩川内	薩摩川内市東開聞町3-1	アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目4番14号	森山 典明	令和6年3月31日	介護予防訪問入浴介護
訪問看護ステーションれいめい	霧島市国分剣之宇都町198番地1	株式会社黎明	霧島市国分剣之宇都町198番地1	新原 誠	令和6年3月31日	介護予防訪問看護
訪問看護ステーションふるる	曾於郡大崎町野方6047番地3	医療法人玲心会	曾於郡大崎町野方6045番地1	春別府稔仁	令和6年3月31日	介護予防訪問看護
訪問看護ステーションそら	南九州市頬娃町別府7349番地	合同会社想楽	南九州市頬娃町別府7349番地	石原 円子	令和6年4月30日	介護予防訪問看護

鹿児島県告示第471号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、薩摩川内市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年6月7日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量及び現地測量)
- 2 作業の期間 令和6年5月27日から同年7月5日まで
- 3 作業の地域 薩摩川内市永利町地内、田崎町地内及び平佐町地内

鹿児島県告示第472号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

なお、起業地の全部について、法第31条の規定により事業認定後の収用又は使用の手続が保留される。

令和6年6月7日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 起業者の名称
出水市
- 2 事業の種類
出水市地域活性化施設整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
鹿児島県出水市下鰯町地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号の要件への適合性について
出水市地域活性化施設整備事業(以下「本件事業」という。)は、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業は、出水市議会の議決を経て予算財源措置を講じていることから、起業者である出水市は、本件事業を遂行する意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

出水市は、全国有数の出荷額を誇る鶏肉や鶏卵を中心とした畜産業及び豊かな水資源によってもたらされるアジやクマエビ、のり等の水産業が盛んな地域である。

しかしながら、大企業の工場撤退による就業環境の悪化や近年の少子化に伴い、人口が減少傾向にあるほか、これまで各地域の拠点であった商店街が空洞化し、地域経済が衰退化している状況である。

そのため、現在整備が進んでいる南九州西回り自動車道や北薩横断道路の開通効果を生かした積極的な企業誘致により雇用を創出するとともに、各種産業の活性化を支援し、定住人口や交流人口の増進による都市活力の再生を図り、利便性の高いまちづくりを推進することが求められている。

本件事業は、南九州西回り自動車道から直接アクセスできる形で地域活性化施設（以下「道の駅」という。）を整備することで、長距離ドライバーのための休憩施設としての役割はもちろんのこと、「地方創生拠点」及び「防災・防疫拠点」としての開通効果が発揮され、第二次出水市総合計画、出水市都市計画マスターplan及び出水市地域防災計画に位置付けられている諸施策を実現可能とするものである。

本件事業の実施により、出水市の地域資源の魅力を発信する新たな地方創生拠点が整備されることで、観光客等の交流人口増加による地域活性化及び農畜水産物等の地元ブランド品の販売や生産者と連携した6次産業化による地域産業の振興に大きく寄与することが期待される。

また、大規模災害発生時における地域住民の避難場所、消防・自衛隊等の救援部隊等の拠点、支援物資の中継拠点、家畜の伝染病発生時の車両消毒場所等、出水市地域防災計画において位置付けられている重要な防災・防疫拠点として活用する予定である。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び鹿児島県環境影響評価条例（平成12年鹿児島県条例第26号）に基づく環境影響評価が義務付けられた事業には該当しないが、起業者は、工事の実施及び施設の供用に当たり、大気汚染、騒音、振動等の影響を最小限に抑える措置を講ずることとしており、周辺の生活環境に与える影響は、少ないものと見込まれる。

なお、起業者が起業地及びその周辺の調査を行った結果、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）等により保護のための特別措置を講ずべき動植物の存在は確認されておらず、また、起業地内に透水性の舗装を施すことにより、なるべく雨水を地中へ浸透させ、排水路に雨水が集中しないよう措置を講ずることとしていることから、周辺の生態系に与える影響は、少ないものと見込まれる。

また、文化財については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地の存在が確認されているが、文化財を所管する出水市商工観光部文化スポーツ課から、事業実施に当たっては、必要な発掘等を行い、遺構等が確認された場合には記録保存を含む適切な措置を講ずることを条件に、事業対象地に当該埋蔵文化財包蔵地を含むことに異存がない旨の回答を得ている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

起業地の選定に当たって、①南九州西回り自動車道の整備区間において、直結型又はインターチェンジ近傍型の道の駅として整備可能な場所であること、②出水市及び出水

市周辺の市町を含む広域的圏域で多数の人々が利用する施設であるため、交通条件に恵まれていること、③道の駅を整備する上で、施設や駐車場等を建設するのに必要な敷地面積が確保でき、拡張可能な場所であること、④工事費、用地補償費等の事業費が安価であることを基本条件として、3つの候補地を総合的に比較検討し、起業地として選定している。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、現在、国土交通省が整備を進めている「一般国道3号改築工事（南九州西回り自動車道「芦北出水道路」）」の供用開始に合わせて一体となって整備することで、「地方創生拠点」としての効果が発揮できるものである。

また、第二次出水市総合計画、出水市都市計画マスターplan及び出水市地域防災計画に位置付けられている諸施策を実現するための事業であることから、早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

出水市役所建設部西回り道・防災道の駅推進課

6 収用又は使用の手続が保留される起業地

(1) 収用の部分

鹿児島県出水市下鰯町地内

(2) 使用の部分

なし

鹿児島県告示第473号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、令和6年度第2・3・4次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和6年6月7日

鹿児島県知事 塩田康一

1 募集種目

(1) 男子

自衛官候補生

(2) 女子

自衛官候補生

2 募集期間

(1) 男子

令和6年6月10日から同年7月11日まで

(2) 女子

令和6年6月10日から同年7月11日まで